（様式第1号）

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票（評価対象年度：令和7年度）

施　設　の　名　称	日門漁港の指定施設
指 定 管 理 者 の 名 称	宮城県漁業協同組合
施 設 所 管 部 課 (室)	水産漁港部漁港整備推進室

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期　　間	管理形態	指定管理者（管理受託者）の名称	摘 要
平成18年 4月 ～ 平成21年 3月	指定管理者	大谷本吉漁業協同組合	
平成21年 4月 ～ 平成24年 3月	指定管理者	宮城県漁業協同組合	
平成24年 4月 ～ 平成26年 3月	直営		
平成26年 4月 ～ 平成29年 3月	指定管理者	宮城県漁業協同組合	
平成29年 4月 ～ 令和 4年 3月	指定管理者	宮城県漁業協同組合	
令和 4年 4月 ～ 令和 9年 3月	指定管理者	宮城県漁業協同組合	

※ 管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名　称	宮城県漁業協同組合
	所在地	石巻市開成1番27
指　定　期　間	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日（5か年）	
募　集　方　法	■ 公募　□ 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施　設　の　名　称	日門漁港の指定施設	
所　在　地	気仙沼市本吉町日門地先	
設　置　年　月	平成13年4月	
根　拠　条　例　等	漁港管理条例	
設　置　目　的	プレジャーボート係留を適正化し、漁業者とのトラブルを防止することにより、漁港の適正な管理を図るもの	
施　設　の　内　容	敷　地　面　積	㎡
	構　造	
	内　容	（桜島防波堤横泊地）延長17メートル、幅10メートル
開　館（所）日		
開　館（所）時　間	午前　時　分 ～ 午後　時　分	
指 定 管 理 者 が 行 う 業　務　の　範　囲	漁港管理条例第18条 第2号　指定施設の使用許可に係る申請書の受付に関する業務 第3号　指定施設の維持管理に関する業務	
利　用　料　金　制	採 用 の 有 無	□ 有　■ 無
	利用料金の名称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
開館(所)日数	365 日	365 日	365 日	100.0%	100.0%
延べ利用者数	3 人	2 人	1 人	33.3%	50.0%

※ 対象施設が複数ある場合は施設ごとに記入

(2) 延べ利用者数の内訳

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
プレジャーボート係留	3 人	2 人	1 人	33.3%	50.0%
合　　計	3 人	2 人	1 人	33.3%	50.0%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入　　(単位:千円、%)

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
県指定管理料	98	65	33	33.7%	50.8%
利用料金収入				-	-
その他				-	-
収 入 計 (a)	98	65	33	33.7%	50.8%

(2) 支出

人件費	97	64	32	33.0%	50.0%
施設管理費	1	1	1	100.0%	100.0%
事業運営費				-	-
その他				-	-
支 出 計 (b)	98	65	33	33.7%	50.8%

(3) 収支

収　支 (c)=(a)-(b)	0	0	0	-	-
前期繰越収支差額				-	-
次期繰越収支差額				-	-

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲

6. 評価対象年度（令和7年度）の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

主な視点	項　目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
経済性	施設・設備の維持管理業務の実施	指定施設管理運営業務仕様書に則り週2回の巡視を実施、併せて施設の点検を行った	計画通り周2回の巡視を行い、施設の維持管理に努めた。	A	指定施設がいつでも利用に供されるよう、適正に管理されていると認められる。	A
	収支実績	上記「5. 管理運営収支実績」のとおりとなった。	利用計画3隻に対し1隻の使用に止まり65千円の減収となった。	A	適正な維持管理及び運営業務が行われていると認められる。	A
効率性	管理運営体制	大谷本吉支所と本所間で緊密に連携した業務執行体制を確立し、的確な管理運営を行った。	本業務運営に当たり、職員4人を配置、計画どおり管理運営を行った。	A	業務量に対し適正な人員配置がなされていると認められる。	A
	人員体制	正規　4 人 / 非正規　人				
	運営業務（ソフト事業等）の実施	許可申請書の受付、許可証の交付、使用料の徴収を行った。	遅滞なく遂行、計画どおり業務運営を行った。	A	各種書類は正しく整理されており、適正に実施されていると認められる。	A
有効性	利用実績	上記「4. 施設利用実績」のとおりとなった。	利用計画3隻に対し1隻の使用に止まった。	A	利用希望者を随時受け入れられるよう、適正な維持管理を行っていたと認められる。	A
	利用者サービスの向上	施設を清潔に保つとともに、利用者が安心して使用できるよう施設の清掃及び点検を行った。	週2回の巡視で係留状況等安全を確認、また、施設の整理整頓に努め計画どおり業務運営を行った。	A	施設の清掃及び巡回点検により安全が確保され、利用者サービスの向上が図られていたことが認められる。	A
	利用者の苦情、要望等の把握とその反映	窓口対応の際、利用者の要望等に注意を払い、地元漁業者との連携を構築し、利用者サービスの向上を図った。	窓口対応の際、利用状況を確認、苦情、要望等は特になく計画どおり業務運営を行った。	A	窓口対応の際、漁業者等から寄せられる要望に対し、都度適切に対応したと認められる。	A
その他	県民の平等利用	利用者に公平な対応を心掛け業務にあたった	利用者は期間更新者1名のみで計画どおり対応した。	A	問い合わせ者に対し区別なく対応することで、県民の平等利用は確保できたと認められる。	A
	安全対策	利用者との連絡体制を構築し、海難事故の未然防止を図った。また、施設巡回時に係留状況の確認を行った。	利用者との連絡体制を構築、また、地元漁業者へ情報提供を依頼するなど安全対策に努め計画どおり業務運営を行った。	A	安全対策が適切に実施されたと認められる。	A

主な視点	項　　目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
その他	個人情報の保護	個人情報保護に関する法律等を遵守し管理運営業務により知り得た個人情報の保護について徹底を図った。	個人情報を保護する法律及び個人情報保護条例に則り、関係スタッフ全員に知り得た個人情報の保護について徹底を図った。	A	個人情報の保護が徹底されていると認められる。 ただし、情報公開はモデル規程に基づき対応しており、協定に定める取扱に至っていない。	B
	自主事業の実施	特にな足。				
	その他の取組	特になし。				
総 合 評 価			施設利用が計画3隻に対し、1隻の利用にとどまったが、管理運営については計画どおりの実績となった。	A	概ね適正に実施されたものと認められる。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評　価	評　価　の　考　え　方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫･改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評　価	評　価　の　考　え　方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫･改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者･施設所管課記入】

項　　目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	特になし。	適正な施設管理がされているが、指定管理者と意見交換などし、利用者の更なる利便性向上を図っていく必要がある。